

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安全供給等、当院の定める条件を満たし有効かつ安全な製品を採用しておりますが、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更することがあります。変更時は説明させていただきます。

後発医薬品への変更について、ご理解とご協力をお願いいたします。

長期収載品の処方または調剤について

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、

- 後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を、特別の料金としてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方、調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

皆様の保険料や税金で敬われている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は価格の安い後発医薬品への置き換えを勧めています。そのため医療上の必要性がある場合を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望する場合には「特別の料金」としてご負担をお願いする事になりました。